

議案第二百十号

港区教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和元年十一月二十八日

提出者 港区長 武井雅昭

港区教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

港区教育委員会教育長の給与等に関する条例（昭和三十一年港区条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「九三八、六〇〇円」を「九三三、六〇〇円」に改める。

付 則

この条例は、令和二年一月一日から施行する。

（説明）

港区特別職報酬等審議会の答申を受け、教育長の給料の額を改定するため、本案を提出いたします。